

意見書（案）第25号

平和施策の推進のため次期戦闘機の共同開発と武器輸出の禁止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月19日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	大 城 美 幸

平和施策の推進のため次期戦闘機の共同開発と武器輸出の禁止を求める意見書

政府は今、殺傷能力のある武器の最たるものである次期戦闘機の共同開発をイギリス・イタリアと共に進めている。

2023年末、政府は防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、殺傷能力のある武器輸出の規制を大幅に緩和した。これにより、他国企業のライセンスを得て製造した武器の完成品をライセンス元国へ輸出できるようになった。2024年3月には、次期戦闘機を共同開発国以外の第三国に輸出可能とした。

共同開発相手のイギリスとイタリアにとって次期戦闘機は、欧州や中東に配備されているユーロファイター・タイフーンの後継機である。同機をイギリスから輸入したサウジアラビアは、国際人道法違反が指摘されるイエメンでの無差別攻撃に同機を使用した。サウジアラビアは次期戦闘機開発に参画する意向を示している。軍事力の拡大による国際紛争の助長、悪化に日本も直接加担しかねない事態となっている。

また、オーストラリアとは、自衛隊の護衛艦を土台にした共同開発計画が浮上し、実現すれば殺傷武器である護衛艦の輸出に道を開くことになる。このために、武器輸出の要件となる5類型など、さらなる緩和拡大も狙われている。今、政府が進もうとしているのは、メイド・イン・ジャパンの武器が他国の人々の命を奪うという、日本国憲法の平和理念とは真逆の道である。日本が武器輸出大国となり、戦争を引き起こし、誰かの犠牲の上で経済が成り立つような死の商人国家へと転落することを見過ごすことはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本国憲法に基づく平和施策推進のため、下記の点を強く求める。

記

- 1 日本・イタリア・イギリスで進める次期戦闘機の共同開発と輸出の計画プログラムから脱退すること。
- 2 殺傷能力を持つ武器の第三国輸出を禁止すること。
- 3 武器輸出を促進する「防衛装備移転三原則」を撤廃すること。
- 4 憲法9条に基づき、一切の武器輸出を禁止すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年6月19日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明